

80歳の方の50%以上が20本の歯を持つ時代になりました。しかしながら、その大部分の方は歯周病に罹患しています。これでは、歯周病の予防と治療が広く国民に実施されているとは言えない状況です。また、歯周病と糖尿病などの全身疾患への関連も確認されており、全身の健康を維持するうえでも、今後ますます歯周病に対する予防、治療、管理の必要性が高まっています。したがって、本学会では歯周病治療における専門的知識と技術を有し、歯周病への対応を的確に行える優秀な人材を認定することを、国民に対する重要な責務と位置づけています。

また、本学会のホームページでは、認定医・専門医(2004年厚生労働省認可)・指導医名簿とともに、勤務先の名称・住所・電話番号・所在地の地図を公開しています。一般の方が簡単に検索できるようになっており、歯周病で苦しむ多くの人達が、歯周病治療の専門家と巡り合うお手伝いをしています。

国民の健康増進のためにも歯周病の予防、治療、管理は大変重要なポイントであると考えます。日本歯周病学会会員が認定医・歯周病専門医制度の理念を理解して、これらの資格を取得された上で、一緒に活躍できることを祈念しております。

日本歯周病学会 認定医委員会 専門医委員会 委員長



認定医記念の楯



専門医記念の楯

発行: 特定非営利活動法人 日本歯周病学会

指導医申請資格

- ① 専門医登録後、7年以上の学会歴および歯周治療の経験を有していること
- ② 専門医登録後、認定医・専門医教育講演に5回以上出席していること
- ③ その他の指導医申請資格の要件については学会ホームページ参照のこと

指導医取得までの流れ

- 1 申請
 - 1) 年2回(6月頃と12月頃)
 - 2) 申請料1万円+税
 - 3) 歯周病学会指導医の推薦書、認定医・専門医教育講演参加証などが必要
 - 4) 症例報告書(8症例)
 - 5) 申請書類は学会ホームページよりダウンロードできる
- 2 申請書類審査
- 3 総合審査(専門医委員会, 理事会の承認を得る)
- 4 指導医認定証発行
登録料3万円+税

歯周病専門医・指導医の更新

- ① 5年毎に更新が必要
- ② 必要な生涯研修単位: 5年間で下記の単位が必要
 - ・歯周病専門医: 研修会出席50単位以上および業績発表10単位以上
 - ・指導医: 研修会出席60単位以上および業績発表20単位以上
- ③ 更新手数料2万円+税
- ④ 歯周病専門医は、初回更新時までには本学会学術大会の臨床ポスター発表をしなければならない
- ⑤ 歯周病専門医・指導医とも、認定医・専門医教育講演を5年間で2回以上受講すること

*生涯研修単位は本学会専門医制度施行細則 附表3をご確認下さい。

問合せ先

〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSPビル
(一財)口腔保健協会内
特定非営利活動法人 日本歯周病学会
TEL: 03-3947-8891 FAX: 03-3947-8341



申請書類と詳細はこちらから: <http://www.perio.jp/>



日本歯周病学会認定医・ 歯周病専門医・指導医 について

特定非営利活動法人 日本歯周病学会

認定医委員会 専門医委員会

認定制度

本学会は、歯周治療における専門的知識と技術を有する歯科医師を育成するとともに、国民の口腔保健の増進に貢献することを目的として認定医・歯周病専門医・指導医・認定歯科衛生士の4つの認定制度を設けております。資格の概要は以下のとおりです。

認定医

3年間研修施設で研修し、基本的な歯周治療の知識と技術をマスターした上で認定医試験に合格した日本歯周病学会会員

歯周病専門医

認定医取得後2年間研修施設で研修して、専門的な歯周治療の知識と技術をマスターした上で専門医試験に合格した日本歯周病学会会員

指導医

歯周病専門医取得後7年間学会および地域での指導的な研修をし、指導医試験に合格した歯周病専門医

歯周病専門医は厚生労働省が認可した資格であり、その資格名を広告することが認められています。

認定医申請資格

- ① 3年以上継続して日本歯周病学会会員であること
- ② 学会が認めた研修施設に3年以上所属し、歯周病学に関する研修と臨床経験を有すること
- ③ 日本歯周病学会学術大会における認定医・専門医教育講演を2回以上受講していること
- ④ 本学会が行う倫理に関する講演を1回以上受講していること
- ⑤ その他の認定医申請資格の要件については、学会ホームページ参照のこと

認定医取得までの流れ

- 1 申請**
 - 1) 年2回(1月と7月頃)
 - 2) 申請料1万円+税
 - 3) 申請書式は学会ホームページよりダウンロードできる
 - 4) 症例報告書(1症例)
 - 5) その他、歯周病学会指導医の推薦書、認定医・専門医教育講演参加証などが必要
- 2 申請書類審査**
- 3 筆記試験**
 - 1) 年2回(通常、学術大会の前日に行われる)
 - 2) マークシート形式による客観試験
 - 3) 試験範囲は日本歯周病学会出版物より
- 4 総合審査**
- 5 認定医認定証発行**

登録料3万円+税
認定医記念の楯は希望者のみ2万円+税で販売(写真参照)

更新

- ① 5年毎に更新手続きを行わないと資格を喪失する
- ② 生涯研修単位を5年の間で研修会出席50単位以上取得していること
- ③ 認定医・専門医教育講演に2回以上出席
- ④ 更新手数料1万円+税

*生涯研修単位は本学会認定医制度施行細則 附表1をご確認下さい。

歯周病専門医申請資格

- ① 5年以上継続して日本歯周病学会会員であること
- ② 認定医取得後、本学会が認めた研修施設で2年以上、専門的な歯周治療の知識と技量をマスターしたものの
- ③ その他の専門医申請資格の要件については学会ホームページ参照のこと

歯周病専門医取得までの流れ

認定医・関連学会認定医取得後、

- 1 申請**
 - 1) 年2回(6月頃と12月頃)
 - 2) 申請料1万円+税
 - 3) 歯周病学会指導医の推薦書、認定医・専門医教育講演参加証などが必要
 - 4) 症例報告書(10症例)
 - 5) 申請書類は学会ホームページよりダウンロードできる
申請書類は担当指導医の指導と確認印が必要
- 2 申請書類審査**
- 3 試験(ケースプレゼンテーション・口頭試問)**

ケースプレゼンテーションは、申請者が提出した10症例のうちから1症例の各項目について行う。

 - 1) 申請者は、ケースプレゼンテーションを行い口頭試問を受ける
 - 2) ケースプレゼンテーションに指定した症例には、初診、再評価、歯周外科術中、終了およびメンテナンスあるいはSPT時の写真が含まれる
- 4 総合審査(専門医委員会、理事会の承認を得る)**
- 5 歯周病専門医認定証発行**

登録料3万円+税
記念の楯は希望者のみ2万2千円+税で販売